

# 明治末—大正期における農村青年教育の構造と機能

—主に農民支配とのかかわりで—

## A Study on the Structure and Function of the Adolescent Education in Meiji-Taisho Period

高橋 満

Mitsuru Takahashi

### I 問題の設定

本稿では、地域における教育が、農民支配（逆にいえば、農民の主体形成の過程）といかにかわるかを考察する。具体的には、明治末年から大正期における地域の青年期教育の構造、とくに我が国の教育制度上特異な位置を占めた実業補習学校（以下、実補と略称）に焦点を据えて、これと国家や地主による農民支配との関連および農民層の主体的な成長の過程との関連を問いたいと思うのである。

ここで中心的に取上げる実補の性格や機能については、教育学は無論、歴史学等いくつかの学問領域で既に論じられている。それらの評価は大別して以下の三点にまとめられるであろう。まず、第一に、実補を中等教育の「代位」機関として位置づける見解である。しかも、そこでは「中等教育の大衆化を拒否し、教育機会均等の要求をすりかえる形で社会教育が学校教育の代位の役割を果たした」<sup>(1)</sup>とその機能がとらえられている。

第二に、主に歴史学者のものであるが、地方改良運動との関連で、実補を国民教化・組織化の拠点を担うものとしてとらえる。すなわち実補の振興は、「地域における通俗教育を学校教育の体系にとり込み、小学校教育に接続させた国民組織化」<sup>(2)</sup>を意図したものであるというのである。

第三の見解は、これらの点を認めつつも、実補が「労働と教育の結合」を実現する<sup>(3)</sup>ものである、あるいは「そこで教育された農民が、もっとも合理的とはいえなくとも、無知な農民の経営よりは合理的な経営をおこなうことを可能にする」<sup>(4)</sup>、と否定的なものに内在する肯定的契機を剔出する。

従来の「地域と教育」をめぐる研究においては、教育の階級的な性格や機能に関して無自覚であった

が<sup>(5)</sup>、先の三点の指摘をみると、この点で「地域と教育」研究に反省を促すと同時に、農村社会学にとっても重要な問題を提起しているように思われるのである。つまり、そこでは実補整備が、国民の教育要求の高揚を吸収し、さらに、国家権力の支配の維持・強化の手段として進められたことが指摘されている。それは国家権力と国民諸階層の教育要求をめぐる対抗関係を媒介するものとして位置づけられているのである。それゆえ、以下の分析では、国家権力による体制的支配の維持・強化の施策の一環として位置づけられた実補が、農民支配という視点から農村地域においてどのような役割を果たしたのか（逆に、それが農民諸階層の主体的能力を陶冶する契機を内在させていたのかどうか、いたとすればそれはどのような契機か）を明らかにしたい。農村社会学の重要な課題のひとつに、農民支配の構造の解明があげられよう。私が先に、農村社会学における地主制研究を、主に「農民の支配構造」とのかかわりで、言い換えれば、小作争議という農民の主体的運動の経済的・社会的基盤の問題として問うたのもこうした課題を踏えているが<sup>(6)</sup>、村落やそこにおける諸集団の分析に視野を限定する伝統的な農村社会学の領域を越えて、ここでは一層広い視野の中でこの問題を考察してみたいのである。いや、そうでなければ農村の支配構造を十全には明らかにしえないと思われる<sup>(7)</sup>。

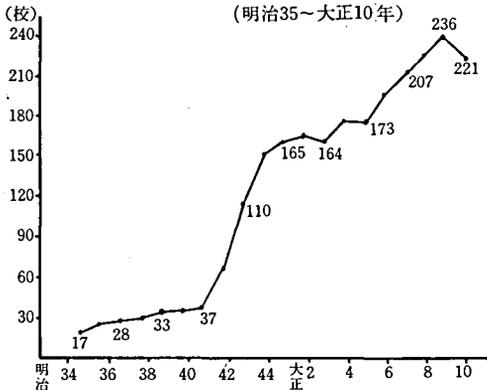
ところで、先の評価は中央の政策的意図や動向に基づくものであるが、それらが地域においていかなる内実をもって展開したのか、つまり、その政策の地方への受容・変容の過程は十分に明らかにされているとはいえない。それゆえ、県の政策的意図にも注目してこの政策浸透の過程をまず検討しなければなるまい<sup>(8)</sup>。というのは、実補の整備

表1. 宮城県における実業補習学校生徒数、町村公費支出の推移

	宮城県実業補習学校生徒数						町村公費実 補への支出額
	農業	水産	商業	工業	その他	計	
明治35以前	人	人	人	人	人	人	
36	954	—	—	19	—	973	2,969 円
37	1,056	—	—	22	—	1,078	2,683
38	1,028	—	—	29	—	1,047	2,888
39	1,185	65	—	12	—	1,262	3,365
40	1,249	26	—	—	—	1,275	2,784
41	1,017	8	—	24	—	1,047	2,036
42	1,369	130	45	23	—	1,567	3,025
43						6,819	4,986
44	6,865	934	62	—	92	7,953	12,774
45	7,818	853	68	—	157	8,896	18,776
大正2	8,125	785	103	—	176	9,192	19,263
3	8,815	551	158	—	433	9,957	18,626
4	9,924	730	157	161	467	11,439	19,629
5	10,994	612	219	129	552	12,766	23,565
6	11,558	557	47	188	608	12,958	22,386
7	13,504	161	105	156	830	14,756	39,234
8	15,278	198	102	129	—	15,707	60,307
9	14,371	434	104	200	503	15,612	72,023
10	9,950	286	47	—	337	10,620	82,961

注：「宮城県統計書」より作成。

表2 宮城県実業補習学校数推移



注：「宮城県統計書」より作成。

## II 宮城県における実業補習学校の整備過程

### はじめに

宮城県における実補の整備は、全国や東北諸県と比較しても著しく遅く、明治末年から大正初期にはじまるのであるが<sup>(9)</sup>、しかもそれは後にみるように、農民層の絶対的窮乏と疲弊、町村財政が破綻にひんした時期に当たっている。それゆえ重要なことは、いったい県がいかなる政策的意図をもち、どのような困難を克服しつつ整備を進めていったのか、ということに注目することにある。こうした点について、具体的には中塚村の事例に即してみるが、まず、県の整備の動向を考察しよう。

### 1 第一期一実補不振の時期

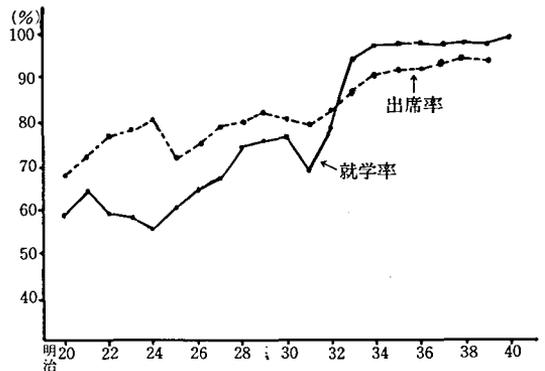
明治35年、文部省は実補規程を全面的に改正するとともに、実補の趣旨および施設方法を訓令し、ここに「小学校ノ補習」および「職業ニ要スル知

の推進は、体制的な一律的な保障のもとに進められたにもかかわらず、この政策を受容する主体の階層的性格あるいは受容の契機は、体制的支配の移行や資本主義の歴史的発展段階、さらには、地域における教育要求の蓄積水準にも規定されて多様な過程・性格をとると考えられるからである。

識技能ノ修得」を目的とする実補の整備が本格的に始まる<sup>(10)</sup>。宮城県における実補は、これより大分遅れて明治33年に初めて設立をみているが、しかし、それ以降も表1、表2にみるように明治42年まで停滞をみせているのである。

結論を述べれば、この不振の最大の理由は、当時の県教育会の焦眉の課題が、義務教育段階の就学確保にあったことに求められる。その背景には、凶作等による農民層の窮乏化がある。これについては後にみるが、表3にみるように明治30年に至るまで就学率は70%余にとどまっていた。しかし、県による強力な督学奨励により明治34年には90%

表3 宮城県の就学率推移 (明治10~明治40年)



注：「宮城県統計書」より作成。

表4 宮城県実業補習学校整備過程 (県の動向)

年月日	記 事	内 容
明治 35. 1. 28	・訓令第2号	・文部省令実業補習学校規程に沿って設立促進
39. 8.	・亀井県知事教育会への諮問 「補習教育の簡易にして普く実施し得べき方法如何」	・半途退学者、不就学者対策として認識 貧困者児童、郡市教育界へ下す
39. 9.	・郡市教育会	・実業教育の素養ある教師を招聘するのは一町村経済上困難 兼任→有志講習会
40. 7.	・県教育会第18次総会建議	・「実業補習学校費ニ県費ヨリ補助セラレンコトヲ知事ニ建議スルノ件」……可決 ・「宮城県実業学校ニ実業補習学校ノ附設ヲ建議スルノ件」……可決
41. 2. 25	・県令「公立私立実業補習学校教員採用解職並ニ其ノ制限ニ関スル規程」	・教員の認可について
41. 7.	・県教育会第19次総会建議	・「実業補習学校教員ヲ養成セラレンコトヲ知事ニ建議スルノ件」(教員ニ乏シキハ不振ノ一大原因)……可決
41.	・郡市長会議における知事の訓示	・実業補習学校不振なるは甚だ遺憾
42. 5.	・県教育会第20次総会建議	・「県下各種の実業学校に実業補習学校を附設せしめんことを知事に建議するの件」……可決
43. 9.	・県教育会第21次総会建議 諮問	・「実業補習学校の設置を普くし且之を有効ならしむる方法」 ・「尋常小学校本科正教員を実業補習学校の有資格者とせられんことを其筋に建議するの件」
44. 5.	・県教育会第22次総会諮問 答申	・「実業補習学校の設置を普くし且之を有効ならしむる方法」 地方実業の種類・習俗・財政・小学校の状況等を参酌し設置
44. 8. 15	・県令第18号	・「実業補習学校教員俸給補助規程」
大正 6. 1. 16	・通牒	・「季節実業補習学校並青年団ノ夜間教授ニ関スル件」
6.	・通牒	・「実業補習学校教授並ニ青年団体ニ於ケル夜間教授ノ実科担任教員トシテ地方ニ於テ甲種実業学校卒業以上ノ資格者若ハ適当ナル篤農家等ヲ講師又ハ囑託トシテ実業教育ノ振興ニ資スル件」
6. 10. 05	・訓令第22号	・「義務的実業補習学校ニ関スル件」

注：「県庁文書学事編」および「宮城県教育会雑誌」より作成。

以上の就学率を確保する。いうまでもなく、一定水準の就学率、出席率が確保されてはじめて、これに続く国民教育体制の整備が義務教育年限の延長、あるいは実補等の青年期教育の問題として問われるのであるから、この期の不振はある意味で当然の事態であった。

しかし、この間に県当局が実補整備に全く取り組まなかったわけでは無論ない。まず、この県の施策を表4にしてみよう。これにみるように、例えば、明治39年亀井知事は県教育会に対して「補習教育の簡易にして普く実施し得べき方法如何」という諮問を提出している。また、これ以降も、郡・市教育会への諮問や、41年には訓示、40、42年の諮問と、連年同趣旨の検討を加えている。このことは県当局が実補整備をいかに重要視していたかを教えてくれるが、同時に、そこから当時の実補普及の不振ぶりを窺い知ることができるのである。これは41年の訓令においても「普通教育の普及に対して実業補習学校の不振なるは甚だ遺憾とするところなり」と指摘されている。実際、町村からの設立・廃止認可の申請をひとつひとつ追ってみると、設立後生徒不足によりすぐ廃校となるなど動揺をくり返しているのがこの期の特徴である。

ここで実補の重視にもかかわらず、何が桎梏となり動揺をくり返さねばならなかったのか、これをいかに解決しつつ整備を進めていったのかを確認しておこう。

小学校の就学率の低さと並んで、実補不振の原因として、第一に、41年の訓令では「普通教育の発展に伴うて一般青年が漫に向上心に駆られ父兄の資力を計らずして只管中学に入らんと欲」<sup>(11)</sup>することを指摘している。当時の仙台市長であり、後に県報徳会長、農会長も務め、県政の指導的地位にあった早川智寛も「自分の分限力量事情の如何を顧みねばならぬ児童なども少し物学びをすと千人が千人で皆大臣大将を望んだり……羨んだりして遂に家業を卑しんだり厭ふたりする」<sup>(12)</sup>ことを実補不振の要因としてあげている。ここから我々は、自小作零細農の中にも一定の教育要求の高まりが存在していること、しかし、複線型の教育体系の中で、中学校等への進学を拒否し、その教育要求を実補に流し込もうとする意図を読みと

ることができる。つまり、実補評価の第一の見解において指摘されているとおり、一般国民の中等教育への大衆化を拒否し、実補により教育機会均等の要求をすりかえようとする意図を読みとることができるのである。

第二に、財政的理由があげられる。郡長・教育会は、実補不振の原因のひとつとして、「要スルニ経費ノ不十分ナルカタメ……成績挙ラス」<sup>(13)</sup>と指摘している。この点については後に町村財政の状況でも確認したいが、この諮問に対する討議においても「之ヲ挽回シ之ヲ拡張セントスルニ町村ノ経済ハ其施設ノ資力ナク故ニ県ヨリ相当ノ補助金ヲ交付シ補導セラレル」<sup>(14)</sup>よう建議していることからみて、実補整備にとって一般的な、そして深刻な問題であったと思われるのである。なお、これとかかわり、凶作時の教育施策として、この期、県は各校独自の学校基本財産の積み立てを進めていたことに注目しておきたい。

第三に、財政上の点ともかかわり、教員確保が困難だという直接的な問題があった。これも明治41年の知事への県教育会の答申において、「実業補習学校増設セラレサルハ其原因種々アリト雖之ニ適当スル教員ニ乏シキハ其一大原因タルヲ以テ」<sup>(15)</sup>「実業補習学校教員ヲ養成セラレルコトヲ知事ニ建議」<sup>(16)</sup>している。しかし、教員養成は一朝一夕にできるものではない。そのために明治43年の第21次県教育会では「実業補習学校の訓導たるべきものは小学校本科正教員と限定しあるも」、教員不足を考慮して「資格範囲を拡張し尋常小学校本科正教員を有資格者となし諸種の不便を除くよう」<sup>(16)</sup>応急対策を提案している。

以上のような事情にみるように、実補が町村に十分浸透するには、児童の就学確保、財政的補助、そして教員の量的・質的確保という、主に、三つの課題が克服されなければならなかった。しかし、これらの課題は、教育会等からの建議により確認される段階に止まり、その達成は次期以降に持ち越されることになったのである。

## 2 第2期—実補急増の時期

明治40年代から、先の表1、2にみるように、農業補習学校を中心として急激に全県に浸透していく。これには後にみるように凶作を契機とする実業教育振興という背景があるが、直接的には、明

治44年の県令「実業補習学校俸給補助規程」により大幅な財政的援助がはかられたことに要因が求められる。つまり、先の建議がここに実現したことを意味するが、この県令が發布されるのを見込して明治42年頃から表のように設立があいつぐ。これより先、本吉郡では独自に設置した実補に対して郡費の補助を与えていたが、折からの財政緊縮により郡費補助を打ち切るや3校が廃校していた。これにわかるように、財政的援助が実補の設置と存続にきわめて重要な意味をもっていたのである。

この県令の施行により実補教員の有資格者に対して、県より3分の1以内の財政的援助がなされることとなった。表1の右欄は町村公費の実補への支出額を示しているが、そこにみるように、明治43年に比して44年には実に3倍の増額を示し、これと併行して生徒数も増加をとげていることが察知できる。

ここで、さらに重要な点を指摘しておけば、補助を受ける資格校を、第一条の(一)において「修業期間二ヶ年以上トシテ通年教授ヲ為スモノ」と限定していることである。県教育会は知事に対して、「実業補習学校は其地方実業の種類習俗財政、及小学校教育の状況等を参酌し且つ通学の便否男女別昼夜教授の区別等に依りて其の設置計画を定むべし」<sup>(17)</sup>、と比較的地域の実情を重視するよう建議していた。実際、県令以前に設置された実補のほとんどが、比較的農業の閑な冬期の2、3ヶ月間、しかも夜間教授により実施されていた。また、この当時には、例えば、西多賀、亶理郡の実補のように青年団が設立主体として設置されるというように制度的規制は緩やかであったのであるが、こうした点からみれば、この県令は実補浸透の直接の契機となったものの、他面では各地域の実情を無視して制度化を進めようとする意図を内蔵させるものであったといえよう。

### 3 第三期—実補完成の時期

さて、第二期の県による実補の普及がいかに強力的に進められたかは、それ以後の停滞傾向の中に読みとれよう。しかし、その停滞の中に実補の内実が整えられていったことも確かである。これを基盤にして県は大正6年に県令「義務同様ノ実業補習学校ニ関スル件」を發布し、これによって

実補設置は町村に実質的に義務づけられることになる。

この県令の内容をみると「尋常小学校卒業後上級ノ学校ニ入学セサル児童ヲ必ス之ニ就学セシメニケ年間義務同様ノ教育ヲ施ス」というように実補への就学が事実上義務づけられ、さらに「当局者ハ宜シク該標準ニ則リ地方ノ実際ニ鑑ミ適切ナル施設ヲ為ス」として、設置標準をあらかじめ詳細に規定し、内実的な統制を一層強めていくのである。しかし、このように制度化を進め、就学を義務づける上で、第一期に指摘したような課題が依然として残されていたのである。

第一に、財政上の問題についてどのような措置がとられたであろうか。これについてまずみておこう。例えば、「義務化」についての建議に際して牡鹿郡長は「実業補習学校ヲ義務同様施設スルハ時代ノ趨勢ニ徴シ専心其必要ヲ感スルト雖モ町村ヲシテ独立補習学校ヲ設置之ヲ経営セシムルハ経済上頗至難ナルヲ認ム」<sup>(18)</sup>と指摘している。この財政上の問題の解決をはかるために、県は大幅に援助額を増加している。それは表1の「町村公費実業補習支出」の急上昇に読みとれよう。

第二に、零細農民の子弟を義務的に実補に就学させるという問題があった。志田郡ではこのため、町村当局や在郷軍人会、青年団、農会等々を実補の商議員とし、生徒を強制的にかりたてる体制を確立している。この点は後に具体的にみるが、小学校を単位とし、他の教化諸団体と連携しあって奨励がはかられていることを確認できる。

第三に、これともかかわるが、実科担当の教員を確保するため、大正6年に県は通牒「実業補習学校並ニ青年団体ニ於ケル夜間教授ノ実科担当教員トシテ地方ニ於テ甲種実業学校卒業以上ノ資格者若クハ適当ナル篤農家等ヲ講師又ハ囑託トシテ実業教育ノ振興ニ資スル件」を発している。これについては次に内容を示しておこう。

実業補習学校並青年団体ニ於ケル夜間教授ノ件通牒相成候ニ就キテハ其趣旨ノ徹底ニ関シ夫々指導上御計画中ト被存候ニ共地方ニ依リテハ実業科担任教員ノ適任者ヲ得難キノ不便モ往々可有之承知致候雖斯克テハ時勢ノ進運ニ併ク実業教育振興上甚々遺憾ノ次第ニ有之候条是等ノ地方ニ於テ甲種実業学校以

上ノ資格ヲ有スル者若クハ地方篤農家等有之候ハハ講師又ハ囑託トシテ採用〇〇〇相成実地指導或ハ講義等ノ方法ニ依リ詳料ノ普及振興上遺憾ナキヲ期セラレ度尚此趣旨ニ依リ講師囑託等御採用相成候際ハ其ノ都度左記様式ニ依リ御報告相成度依命此段及通牒候也

教師には小学校区の各部落に居住することが奨励され、教務のかたわら村民に対する教化、青年団の指導の他、「補習学校の訓導域は教員を兼ね、其の教務を担当するか故に、……多忙なる、殆んど寸暇なく、実に同情に価すべき点」<sup>(19)</sup>があった。しかし、その教師の「大多数は技術（農業一引用者）方面に於て欠くる所多しと断言するに躊躇せず」<sup>(20)</sup>という状態で、とうてい「農業ニ関スル知識技術ヲ授クル」ことは困難である。農民層の農業に関する教育・学習要求の高まりは後にみるが、県の施策はこうした教師の状況に対する対応措置と考えられよう。先の「義務化」についての建議では、牡鹿郡長は、「実科ニアリテハ可成実業教育履習ノ者若クハ地方実業（当業）者又郡技師囑託シ実施指導ニ当ラシム」<sup>(21)</sup>と提案していた。

これらの措置により尋常・高等小学校を卒業し、上級学校へ進学しえない者が実際に就学を義務づけられるようになったのだが、それ以降も制度的な枠組の強化がはかられている。すなわち、従来小学校に附設されていたのが併設と改められ、制度的には独立の学校として規定された。さらに、大正10年には訓令が發布され、1村1校への統合がはかられるとともに、①「現在籍生徒ハ適当ナル方法ニ依リテ学力考査ヲナン相当学年ニ編入スルコト」、②「従来ノ青年団夜学会等ニ在籍スルモノニツキテハ前項同様相当学年ニ入学セシムルコト」、③「其他青年団員処女会員ニシテ入学資格ヲ有スル者ニツキテハ前項同様相当学年ニ皆就学ヲ期セシムル」措置がとられた<sup>(22)</sup>。これらの過程により、青年訓練所から青年学校へ連なる道筋を迎える前提が整えられたといえよう<sup>(23)</sup>。

次に、中埴村という一行政村をとりあげて、以上のような実補の整備過程を村の農業生産の展開や青年期教育の全体的構造の中に位置づけて考察しようと思う。

### III 中埴村の農業構造と青年期教育

#### 一 農業生産の特徴と階層構造

##### 1 中埴村の農業の概況

農業生産力の発展という視点からみれば、宮城県における明治末年から大正期にかけての時期は、大きく2つに分けることができる。その特徴を前もって展望しておけば、後期（明治35～大正5年頃）は、連続する凶作により農民層が窮乏化する一方、米穀検査を契機として農事改良が積極的に進められるという特徴をもつ。前期（大正6年以降）は、農業生産の安定・上昇を基底として自小作農民層の経営的安定と地主に対する自立化が進行するのである。この時期区分に沿って農業生産の展開を簡単にみたいと思うが、まず、中埴村の農業の概要をつかんでおこう。

中埴村の産業構造の一端を大正4年の職業別戸数でみると、農業が80.7%で、農村雑業層を加えると圧倒的に農業の比重が高いことが察知できる。しかも、すでに明治初年には水田化率が80%を越え、典型的な稲作単作地帯であった。この稲作に若干の自給的畑作が加わるが、農政の浸透ということや商品生産の進展という点からは、養蚕業が重要であろう。表5のように、凶作対策もあって明治末年から奨励を受け、大正以降約3分の1の農家がこれに従事している。

表5. 中埴村の養蚕戸数および収繭量の推移

	飼育戸数		挿立枚数	収 繭 量			
	春蚕	秋蚕		春 蚕	秋 蚕	合 計	
明44年	石 131	石 79	枚 317.6	石 314	石 62	石 376	
大 2	125	102	306.9	270	83	353	
	3	132	121	346.8	327	93	420
	6	148	148	444.0	394	183	577
	7	157	165	460.0	515	183	698
	8	165	160	472.0	502	197	699
	9	156	143	419.0	413	166	579
	11	143	167	1,507.0	4,903	2,695	7,562
	12	153	177	1,484.0	4,471	3,494	7,965
	13	162	184	1,646.0	5,479	3,593	9,072
	15	153	183	1,544.0	5,137	4,233	9,370
昭 2	151	182	1,391.0	4,503	3,405	7,908	

注：「宮城県統計書」より作成。

次に、この農業を担う農民層の構成についてみてみよう。資料的制約から中埜村の小作地率・自小作別農家構成の推移をみることはできないが、郡全体をみれば、明治末に県内でも最も地主制進展の著しい遠田郡は、表6のように地主的土地所有の一層の進展をみせている。さらに、この遠田郡は、山形の庄内、新潟の蒲原地方と並ぶ大地主地帯として著名であるが、この中埜村の明治43年の表7耕地所有規模別農家戸数にみるように、50町の下級大地主1戸、5町以上の小地主24戸と数が少なく、それに対して3町未満の自小作層が農民層の中核的存在として厚い層をなしていたことが明らかであろう。

表6. 郡別耕地小作地率の推移

(単位: %)

地帯	郡名	明治20	26	33	39	43
単作地帯	遠田	55.1	42.3	43.3	48.0	60.3
	志田	31.5	32.7	40.6	49.0	55.0
	桃生	34.6	42.3	47.2	51.3	55.1
	登米	34.4	31.7	39.5	42.6	47.8
	栗原	33.8	31.3	32.7	36.1	39.0
養蚕地帯	亘理	32.2	36.9	47.7	51.6	50.8
	伊具	25.8	29.3	33.0	49.9	53.2
	柴田	26.2	38.8	43.7	48.3	49.9
中間地帯	刈田	17.2	25.8	57.3	38.5	42.0
	黒川	16.6	22.3	29.0	27.8	44.6
	宮城	24.4	31.8	33.9	41.0	41.2
	名取	27.2	26.4	25.4	28.3	35.7
山間地帯	牡鹿	28.4	31.2	38.2	43.1	48.8
	玉造	13.3	11.3	25.4	38.8	39.2
	加美	17.7	21.9	25.5	25.8	33.9
都市	本吉	19.3	29.9	17.6	25.1	22.2
仙台	15.8	11.9	13.0	32.2	35.4	

注: 『宮城県農民運動史』(中村吉治)より引用。

表7. 明治43年耕地所有規模別農家戸数

(単位: 戸)

	~1 反	1~ 5	5~ 10	10~ 30	30~ 50	50~ 100	100~ 500	500~ 1,000	1,000 ~	計
小牛田	93	78	25	47	12	13	4	1	—	273
不動堂	59	68	20	41	9	9	6	—	—	212
北浦	146	115	47	80	41	26	8	2	1	466
中埜	121	146	49	83	36	15	9	1	—	460

注: 1. 遠田郡治一斑による。

2. 「小牛田町史」(中)より引用。

次の表8で中埜村の50町以上地主は今野良助(明治39~43年, 大正2~10年に村長就任)家であるが、これも大正期には村外へ分家を出し、財産分与をしたため、昭和5年現在では22.5町に転落している。さらに、主な地主をあげておくと、明治末年から米穀商を始め、大正期には35町余の土地集積をとげた佐々木家、同じく米穀商で大正期に20町に達した芦田家がある。これらはいずれも大地主としての成長をとげるものではなかったが、そこから以下の点が明らかとなろう。すなわち、米穀市場の展開を損扨に地主的土地所有が進展していること、また、時期的には比較的遅く集積が行なわれたこと、しかも、地主の系譜からして当初から生産よりも流過程に主な関心が寄せられていたことである。中埜村は不在地主の比率が高いのであるが、これと相俟って村内地主層の村政支配の基盤は比較的脆弱であった。

## 2 農民層の窮乏化と農事改良(=農民陶冶)

さて、こうした地主層の対極に位置する農民層の状態を次に考察しよう。それは実補や他の青年期教育の組織に包摂される青年層の客体的・主体的諸条件を明らかにすることになる。

宮城県においては「維新以来、豊作の極めて稀なるに反し、凶作は既に数回に及べり」<sup>(24)</sup>というように、日露戦争を前後して、明治35年の凶作、38年の大凶作、42年の米価大暴落、43年の大水害、大正2年の凶作というように、農民に立ち直る暇を与えることなく災害・凶作が襲い続けている。県全体の平均収量に比した減収率は、表9のように、明治35年が50.2%、38年が実に87.6%、そして大正2年38.4%に達しており、惨澹たる状況が容易に想像されるだろう。

中埜村においても明治35年の凶作で既に各区の備荒倉は貸尽され、機能を全く停止する状況になったが、この疲弊の回復しない38年には一層可酷な災害に見舞われている。この年には連続的な冷害、災害に加えて、日露戦争による増税、農馬の徴発、愛国公債の公募によりその疲弊が倍加されていることも見逃せない。没落して北海道へ移住する者、流浪者となり食を求めて徘徊する境偶に陥入る窮民が続出した。ちなみに、全県では窮民と判定された家は52%に達している。さらに明治43年には、「稲ノ結実最中未曾有ノ大水害ノタメ

表8 中塚村5町歩以上地主一覧

氏名	職業	田	畑	計	自作	所在地	小作人
今野良助	農	19.0町	3.5町	22.5町		中塚・沼部村	20人
瀬戸一郎	〃	11.1	3.2	14.3	4.0	〃 〃	11
今野良右門	〃	11.5	0.3	11.8	2.4	〃 〃	9
今野林治	〃	8.9	2.9	11.8	3.0	〃 〃	9
遊佐直之進	〃	8.4	3.0	11.4	3.0	〃 〃	9
小野寺良吉	〃	9.8	1.3	11.1	4.0	〃 〃	7
佐藤松三郎	〃	9.5	1.4	10.9	4.0	〃 〃	8
相沢郁三郎	〃	7.1	1.4	8.5	3.0	中塚村	5
尾形善之進	〃	6.7	1.6	8.3	2.8	中塚・沼部村	6
芦田良三郎	米穀商	7.4	0.6	8.0	2.5	〃 〃	6
佐々木四郎右門	〃	7.4	0.3	7.7	2.0	〃 〃	6
戸部耕治郎	村長	5.8	1.7	7.5	3.0	〃 〃	5
瀬戸謙右門	農	5.9	1.5	7.4	4.0	〃 〃	7
赤間与三郎	〃	4.9	2.4	7.3	3.3	〃 〃	4
飯野文五郎	〃	6.2	1.1	7.3		〃 〃	8
松田勇助	〃	6.8	0.4	7.2	4.0	中塚・田尻町	4
佐藤惣之助	〃	6.3	0.7	7.0	3.0	中塚・沼部村	4
佐々木助治郎	〃	5.3	1.3	6.6	3.0	〃 〃	4
荒川庄作	〃	5.7	0.8	6.5	3.0	〃 〃	4
梁川良右門	〃	4.2	0.9	5.1	4.0	中塚村	3

表9 凶作年の減収率

県名	明治35年の凶作			明治38年の凶作			大正2年の凶作		
	35年収量	平年収量	減収率	38年収量	平年収量	減収率	大正2年収量	平年収量	減収率
宮城	573,219石	1,151,142石	50.2%	142,718石	1,151,461石	87.6%	626,547石	1,016,647石	38.4%
福島	748,708	1,293,823	42.1	314,615	1,325,318	76.3	730,894	1,261,424	42.0
岩手	219,620	536,726	59.1	193,190	571,481	66.2	461,405	702,480	34.0
青森	347,983	729,688	52.3	543,950	745,014	27.0	183,892	885,281	79.2
山形	993,107	1,313,612	24.4	1,038,437	1,422,029	27.0	1,355,704	1,534,267	11.6
秋田	966,308	1,150,901	19.0	982,203	1,247,810	20.8	1,016,578	1,451,607	29.9

注：『宮城県農民運動史』（中村吉治）より引用作成。

……濁水本村へ殆ど全部氾濫滞水数日＝渡り至大ノ水害ヲ被り全ク収穫無」い状態となった。こうして明治末年から大正初年にかけては、自然的な災害と国家による強力的な収奪が相俟って、農民層の絶対的窮乏化が極度に進行したことがわかるのである。

従来、この窮民の救済は、部落に設けられた郷倉を中心とした区有籾、区有金の貸付による相互扶助や地主個人の金穀貸付によるものが唯一の手段であった。しかし、窮乏の極にひんしたこの期

になると地主層の郡・村政を通じての救済策が重要な役割を果たすようになる。とくに中塚村のように大地主が存在せず、連続する凶作により部落内相互の扶助が不可能となれば、一層切実な村政上の課題とならざるをえない。このため明治38年には凶作対策として、今野村長のもとに県道以西の耕地整理が、さらに明治43年の水害後には、中塚・田尻連合耕地整理組合を設立して279.2町の事業を施行している。表10は村の歳出の推移であるが、38年については不明であるが、35年、43年に

表 10. 中埜村役場会計費目別支出割合推移

(単位：%)

費目	年度	明治31年	明治35年	明治39年	明治43年	大正5年	大正9年	大正12年	大正15年
役場・会議費		25.4	28.0	20.8	21.5	27.7	23.7	27.6	27.1
土木費		14.7	14.3	0.7	19.3	2.5	9.2	13.0	10.6
教育費		38.9	27.6	35.2	30.2	41.4	33.9	42.4	45.5
衛生費		0.7	8.7	1.2	0.9	0.7	7.6	8.1	4.3
救助費		0.1	0.1	0	0	0	0	—	0
警備費		0.6	1.7	2.2	0.2	4.6	0.1	0.8	0.8
勸業費		0.6	1.7	2.2	2.4	—	—	—	—
諸税負担		8.6	14.2	5.5	9.4	11.9	20.5	2.3	1.8
雑支出寄付金		0.7	0.7	0.1	0	2.0	0.6	3.4	8.3
公債費		2.8	0.6	1.8	0.9	8.3	1.8	0.9	—
財産費		3.9	2.3	29.0	0	0	0.6	0.1	—
予備費		0.3	1.4	1.1	0	0.9	1.2	0.5	—
その他		—	—	—	—	0	0.7	0.9	1.5
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：「小牛田町史」(中)より引用作成。

は土木工事が突出していることが明らかであろう。

ここで重要なことは、災害・凶作に打ちのめされた農民層の救済という直接の目標を持ちながらも、これを地主層が農事改良の施策と結びつけるという点である。そこにこの時期の特殊性が端的に表われている。すなわち、一般的には、この期地主たちは、生産力の上昇・安定による小作料の内包的拡大と米穀検査を直接の契機として産米改良の運動に取り組んでいくが、中埜村の地主たちも凶作対策たる先のような耕地整理の施行により基盤を整えつつ農事改良、とくに明治農法の普及に取り組んでいく。これは明治44年の「中埜村農事奨励事項」に明らかである。それは以下の項目である。

- 1 種子塩水選及短冊苗代ノ設置。
- 2 病虫害駆除予防。
- 3 苗代跡作。
- 4 養蚕飼育=関スル注意。
- 5 馬耕奨励。
- 6 澆水及排水ノ注意。
- 7 推肥製造奨励。
- 8 稲ノ乾燥。

このうち、とくに5、7項が技術的に重要となるが、郡農会は明治43年に「馬耕具購入補助規程」、35年「堆積肥料舎建設補助規程」をそれぞれ設け、

財政的な支持を与えていた。

こうした農事改良事業は、地主層にとっては小作料の内包的拡大を意図するものであったが、農民層自体にとっても、第一に、生産力の上昇・安定により経営が安定するという重要な意味をもつ。つまり、小作料が固定化しているなら小作取分の増大となるからである。第二に、そのことはまた、地主からの自立化傾向と相俟って農民層の経営意欲を促すことになろう。第三に、農民層の主体的成長という点からより重要なことは、それがいわゆるサーベル農政といわれるように、また地主も罰則規定を設けるなど、国家権力・地主により強力的に進められたものではあれ、従来の惰性的・慣習的農法を脱して、新たな農業技術や知識を我がものとする農民陶冶の過程となったことである<sup>(25)</sup>。

### 3 農民経営の発展と自立化の進展

こうした農事改良の浸透と比較的安定した天候が続いたため、中埜村の米の反収は、大正期に2石台を記録し、県や郡を陵駕するようになる。この結果、地主層は契約小作料=実納小作料を実現することにより小作料の実質的増大をはかったが、同時に、こうした農業生産力の上昇が小作料の固定化傾向と結びついて小作料率の減少となり、農民層の側での余剰部分の拡大となっ

た。さらに、第一次大戦と資本主義の発展を背景に、「食糧品の需給均衡を得ざる為め米穀の価格は頻りに暴騰し其他の物価も亦通貨膨張の為にや騰貴し吾人農家の収入は頗る増加するの好況を呈するに至」<sup>(26)</sup>だったのである。

これは自小作層の地主に対する経済的自立化を促すが、これと併行して地主層が生産力主導層から完全に退くこととなった、という点が重要である。宮城県では、一般に、大正初期を境にして地主の寄生化がみられるが、中塚村でもこの時期にその傾向が顕著となる。中塚村の一青年は、これを次のように述べている。つまり、明治末年から大正初めにかけての産米改良運動の中で地主たちは「小作米の速入奨励・米質改良の督励」に取り組んだが、「現今の地主は徒に、出費の多大ならざる事のみ欲し、農事改良上資金を投じて、利益を増倍する事を欲せざるは、極めて愚なる事と言わざるを得」<sup>(27)</sup>ない、と。

地主層にかわる自小作農民層の農業生産力発展の担い手としての、あるいは商品生産者としての成長は、農業技術の改良や苗代二毛作、野菜の促成栽培の取組みなどの生産面だけでなく、作物の流通販売面への関心を促すが、これも地主層とは一線を画する活動として事業を展開する。例えば、郡農会が設けた田尻農業倉庫を利用して「混合保管共同販売」を展開したり、中塚村についても部落を単位とした共同販売を始めている。また、購買信用事業として明治36年に設立された中塚村信用購買組合が、大正期には全村加入を奨励し、一層活発に展開されるのである。こうした自立化は、大地主が存在しないという階級的条件のもとで、政治的にも彼らによる村政の掌握と結びつくことになる。これを象徴的に示したのが、大正10年の自小作層の戸部村長の就任であった。

## 二 青年期教育の構造と機能

### 1 貧困児童の状態と教育

先に、この時期の農業生産の展開の特徴を大づかみにみてきたが、それとのかかわりで、第一に、教育受容の主体たる児童・青年層の状態にいかなる影響を及ぼしたのか、第二に、教育についての政策的意図の変化や、第三に、とくに青年期教育の構造や機能にいかなる規定を与えたのかを考察していこう。

まず、先に指摘したような凶作や水害が児童・生徒にいかなる影響を与えたのかを学事報告の中にみよう。そこには次のように触れられている。

「県下ノ凶作ハ其被害激甚ヲ極メ小学校教育上ニ及ホセル影響頗ル大ニシテ児童ノ退学及欠席者ニモ多キヲ加ヘ殆ソド予想ス可ラサルモノアリ……退学者八百九十七人前月欠席児童五千五百七十九人ニシテ出席ノ児童ノ内食ヲ携帯シ能ハサルモノ四千九百人学用品ヲ購入シ能ハサルモノ七千二百四十九人ノ多キヲ達シ尚陸続増加スルノ状況ナリ」<sup>(28)</sup>

このように成人同様、児童生徒たちも当然貧困の極の中で教育に対応せざるをえなかったのである。これに対して義捐金や当局による救済がはか

表 11. 不就学者数の推移

(単位:人)

		理 由		総 計
		疾 病	貧 困	
明治33年	猶 予	699	6,279	11,013
	免 除	741	3,294	
34	猶 予	335	3,425	6,127
	免 除	630	1,737	
35	猶 予	287	2,258	4,567
	免 除	654	1,368	
36	猶 予	381	2,758	4,830
	免 除	649	1,042	
37	猶 予	189	3,217	5,241
	免 除	535	1,300	
38	猶 予	146	3,359	4,973
	免 除	510	958	
39	猶 予	191	2,921	4,363
	免 除	470	781	
40	猶 予	137	2,146	3,228
	免 除	410	535	
41	猶 予	165	1,803	2,757
	免 除	394	395	
42	猶 予	272	1,478	2,409
	免 除	393	268	
43	猶 予	926		1,413
	免 除	487		
44	猶 予	513		904
	免 除	391		
大正元年	猶 予	351		688
	免 除	337		

注；「宮城県統計書」より作成。

られたが、中埜村の一青年はこれについて、「当時の余等小学児童に対し衣服食糧学用品迄寄贈された事実により今曾ほ忘るゝ不能所なり」<sup>(29)</sup>と回想している。

表11は、県内の不就学生徒数の推移である。これをみると、疾病・貧困を理由とする猶予・免除者数は減少しているが、これは県が就学率をあげるため強力的な督学奨励をはかり、猶予・免除の基準を上げたためであって、決して貧窮児童そのものが減少したわけではない。しかし、この表の中でも、明治38年を前後して高い数値を示していることがわかる。

次に、当時の凶作、また日露戦争が教育にいかなる影響を及ぼしたであろうか。これについては、第一に、教育財政に及ぼした打撃を指摘しうる。例えば、「時局ノ教育ニ及ホシタル影響ノ大ナルモノハ教育費ノ削減ニシテ殊ニ町村教育費ニ於テ甚タシトス……町村ニアリテハ教員給ノ大ナル削減」<sup>(30)</sup>が断行された。さらに、明治38年の凶作においても、「町村税授業料等ノ滞納者続出シ、為ニ校費ノ支出ハ勿論教員ノ俸給支出ヲ延滞スルモノ多ク……町村経済ノ困バイ甚シ」<sup>(31)</sup>と深刻な打撃を訴えている。当時の中埜小学校の教師のひとりも日記の中で当時の給与滞納に触れているが、また、先の表10に関して述べた土木費の著しい増大に比較しての教育費の低下にもこの打撃を確認できるであろう。

第二に、教育内容に対する影響があげられる。この明治後期は、教科書の国定化や戊申詔書の発布により軍国主義・天皇制イデオロギーの注入が一層はかられるが、他方、日露戦後経営策の一環として実業教育の振興がはかられるのは周知のことであろう。しかし、宮城県の事例に即していえば、この後者の実業教育の振興は、凶作対策としての実体を持っていたといつてよいであろう。例えば、凶作が連続する中で、県は教育上の施策として次の4点をとくに強く打出している。

- 1 実科加設ノ奨励 実業思想ヲ養成スルト共ニ労働ヲ愛スル習慣ヲ養成スルニ努メル
- 2 勤儉貯蓄ノ奨励 種々ナル労働ヲ奨励シ労働ニ依リテ得タル収入ヲ貯蓄ス
- 3 基本財産ノ新設及増殖
- 4 学校生徒樹栽

とくに注目すべきは、そこにおいて実際の労働作業と自助の精神が貫ぬかれていることである。生徒には、特別作業として封筒張り、燐寸箱張り、繩紉草鞋造りから道路修繕、耕地整理の手伝いの砂運搬等、成人の凶作対策の施策となんら変わらぬ内容のものが、しかも教育の名のもとに課されている<sup>(32)</sup>。また、それを支える実業思想とは、具体的には、「濫ニ救済賑恤ノ声ヲ高フシ貧民ヲシテ徒ニ依頼心ヲ惹起セシムルノ弊ノ避クルコト」に留意し、「罹災民ニ副業ヲ授ケテ自治ノ途ヲ得セシメン」<sup>(33)</sup>という報徳教的な自立更生論におけるそれである。

精神的にも、物質的にも荒廃し、疲弊しきった農村を再興しようとするとき、教育に大きな期待がかけられる。そうした教育実践には、自覚的といなとを問わずある特定の間像が横たわっているであろう。それを代表するのが、当時凶作を契機として興った東北振興論における人間像である<sup>(34)</sup>。そこでは、明治末年に連続した凶作とそれによる農民層の窮乏化の原因を、東北人に特有の「無気力」「不活発さ」「保守性」「停滞性」に求める。だからその対策についても、この東北人に対する侮蔑感、惰民感に基づいた精神作更、自力更生、備荒貯蓄論等と、極めて精神主義的に、イデオロギッシュに処理されざるをえなかった。こうした特徴は、先の施策の中にも明瞭であろうが、対策の重点が精神主義的な処理に傾むけば傾むくほどに、逆に、政策的に教育が重視されるのも当然のことである。義務教育段階では手工科が設置されるが、実補整備の過程にみたように、最も農村が疲弊し切った時期に県が強力にその普及をはかったのも、こうした凶作対策としての意図を背景にしていたことをあらかじめ確認しておこう。

## 2 農村青年教育の二重構造

県当局は、凶作対策としての実業教育の振興と並んで、先に述べたように、この時期に就学率確保を強力に推進した。これは前出の表3小学校就学率出席率の推移からも窺うことができよう。それによれば、明治30年までの就学率は60～70%にとどまっているが、県・町村当局、教育会等による強力な督学奨励により、明治32年頃から急増し、34年以降は96%以上の率を確保している。

こうした督学奨励が、地域においてどのように

進められたであろうか。中塚村におけるそれを簡単にみておくと、村の事務報告において次のように述べられている。つまり、「教育事務ニシテ重ナルモノハ学齡児童ノ就学ヲ督責スルト共ニ、該職員ノ勤惰ヲ視察スルニアリ、故ニ益々教育ヲ奨励シ、又学校ニ於テハ学校ト家庭トニ於ケル気脈ヲ連絡セシメ」るというものである。我々は先のような農民層の窮乏化、児童の状態を念頭におかねばならないが、そのような中で村当局や教師は無論、地域の有力者、つまり地主や重立たちが学齡児童とその家とを掌握しつつ就学を強力に進めたことを知ることができるのである。

この結果、就学率は急上昇をみせるのであるが、同時に、多くの欠席児童を生み出していったことも表から明らかであろう。そのことは教育的な観点よりも、主に、軍事的・兵事的な点から問題視され、小作貧農の欠席児童の学力を補うために、明治末年には多くの村々で夜学会が設けられている。例えば、明治43年の事務報告では、「翌年身体検査ヲ受クベキ壯丁弐月ヨリ十一月マデニ二ケ月間、小学校内ノ夜学ヲ開キ、校長主催トシテ、職員交代教授ノ任ニ當」っていたという。さらに翌年からは3ヶ月間に延長され、やがて出席率が確保されるようになって後も、青年団の事業として取組まれている。ここでは補習夜学は兵事的な観点から強力的に上から組織されたのであり、夜学や補習教育の存在自体では直接農民層の教育要求の高まりと理解することはできないということに留意しなければならない<sup>(35)</sup>。

しかし、こうした強制的な補習教育と並んで、一部農民層の中には、自らの生産と結びつく教育要求や教育実践が存在したことも確かである。それは一般的な教育要求ではなくて、農業生産と切り結ぶ要求であった。中塚村でも青年の意志によって、明治30年代から、農事講習会とか、同じく講話会なるものが催され、農村の青年に農業に関する学理を授ける事が流行した。こうした講習会や講話会のような学習形態とともに、「夜長の候に夜間若しくは休日等には、学校や其の他に於て、小牛田農学校の先生松田円次、鈴木次一郎（鈴木元郡長の令息）や校長中村鉄太郎先生等を講師として農業に関する知識の修得に努め」<sup>(36)</sup>るとともに、実際の試作も試みている。注意すべきは、こ

れらの青年が、藩政以来の本百姓で、小地主、自小作上層の子弟であるか、規模は零細ながらも旧家中の子弟で身分や社会階層の高い者に限られているということである。それは農事改良を進めた生産力担当層と重なる階層であった。

つまり、明治30年代一大正期の教育の構造は、凶作による疲弊のために小学校をも欠席せざるをえない小作貧農層のための強制的な補習教育と、生産力の発展を人格的に担う小地主・自小作上層の自主的な、高度の農業教育とが併存していたのである。こうした、いわば青年補習教育の二重構造は、中塚村にのみ特殊なわけではなく、かなり一般性を有していたと思われる。

こうした中で、凶作を契機としながらも明治末期に耕地整理をはじめ明治農法の普及・定着に積極的役割を果たした地主から、大正期には、自小作・小作上層にまで生産力主導層のすそ野が広がっているのは先にみたとうりである。しかも、この期には、農業技術の変革を背景にその教育・学習を媒介するものとして農事試験場等が重要となってくる。中塚村の一青年によれば、「農業学理機関（＝農事試験場—引用者）発展し著しく進歩の度を高め地方当業者も之に学ぶ者多く」、しかも、これらの技術を「部落又は組合を設けて田畑に共同試作地を設けて……研究をなす」<sup>(37)</sup>までに至っているのである。また、「吾々当業者の自ら、各施設（治水灌漑・土地改良・耕地整理等—引用者）に向ひ利害得失を認識するの能力養成の必要を認」<sup>(38)</sup>め、学校教育のみならず、現在農業に従事している「農民の智識補充進歩を計る為め、農事巡回教師の依頼補習学校の設立、農業共進会品評会」<sup>(39)</sup>を開催しているということである。実補の教師や講師として地元篤農家を招聘する背景がそこから明らかであろう。経営の安定と農業生産力主導層への一般農民の成長が、彼らにまで農業教育への要求を自覚化させたのである。

### 3 農村青年の統合過程

この節では、II章で考察した県レベルの実補整備の諸施策が、末端市町村においてどのように受容されていったのか。それは、農業生産の展開や農村青年教育の構造、とくに、自主的な農業教育・学習活動とどうかかわるのか。また、この過程において、農村青年の統治機構への組織化や地域教

化綱への編入がいかにおこなわれ、そこでどのような教育的価値が内実化されたのか、を中埴村の事例に即して検討しよう。

まず、実補設置までの前史的条件として中埴小学校の沿革を示す必要がある。

中埴小学校は、第七大区第二中学校区に属し、明治6年村内の玄松院の一画を借りて創設されている。

表 12. 中埴小学校児童数の推移

(単位：人)

年次	学齢児童数			在籍児童数			就学率 %
	男	女	計	男	女	計	
明治2年				157	53	210	
23				142	30	172	
24				150	38	188	
25				153	33	186	
26				147	40	187	
27				162	58	220	
28				151	60	211	
29				177	93	270	
30				269	111	380	
31			609			410	67.3
32			623			520	83.4
43				277	218	485	
44				274	234	508	
大正9年				281	249	530	
11				298	257	555	

注；1. 30年と31年の児童数の開きが大きいのは31年に高等科を新設したためである。

2. 「小牛田町史」(中)より引用。

る。続いて明治8年には新校舎の設立をみるが、学校資金は民費以外に、一般村民に対し経費賦課が強制され、また地主などの有力者の寄付金にも大きく依存していた。設立当初の教師数は2人、生徒数も40名で、就学率は極めて低いものであったが、表12のように、明治8年には生徒数は既に100名を越え、21年に至って210名に達し、急増を続けている。この時期には、しかし、財政的にも乏しく、教師についてみても卒業生の優秀者を登用するなど不十分なものであった。

しかし、明治後半期には、着々とした歩みではあるが、かの凶作の打ち続く中で学校施設・教育課程の整備がはかられる。施設面をみれば、明治29年に第二校舎を増築(2,300円)、続いて33年にも第三校舎を新築(1,691円)している。教育課程の面においても、31年の仮補習科、高等科の併置、さらに高等科には裁縫科が加設されている。37年には農業科、38年には尋常科に手工科が置かれ、これらが包摂されて明治43年の実補の設置となるのである。とくに、先にみたような村財政の逼迫した中でこれらが実現した点をここで念頭に置かなければならないだろう。

このように、明治後期までの中埴村における教育施策上の重要課題は、第一に、義務教育段階の外的・内的環境を整備することに置かれていた。第二に、これとかわるが、生徒数の推移にみるように、就学の督励により就学率を上昇させるこ

表 13. 中埴小学校における学田等の状況

年度	学田	小作料定額	小作米価格	小作料実収	預金	備考
明治34年	23.122 <sup>反</sup>	18.497 <sup>石</sup>	175.731 <sup>円</sup>			学田中には1反歩余の畑を含む(以下同じ)
35	27.500	22.355	277.202	17.8636		
36	27.500	22.355	243.670			
37	34.828	28.270	305.316			
38	34.828	28.270	373.164	19.1525		
41	50.209	39.823	489.913	33.7636		
43	55.903	43.770	586.518	13.948		
44					323.198	基本財産(銀行預金)
"					276.000	貧困児童保護金
大正2年	59.118		516.753		294.630	"(銀行預金)
4	64.414		657.037			

注；1. 米価はそれぞれの年の蒲谷相場で計算した。

2. 「小牛田町史」(中)より引用。

とが問題の段階であり、この督学強行の過程で壮丁教育という視点から欠席児童の補習夜学が設けられたのはみた如くである。第三に、凶作により困窮した児童の救済もこの時期を特徴づける施策のひとつであろう。最後に、これら諸施策の財政的支えとして、学校基本財産の積み立て、具体的には、学田が設置される。表13にみるように、凶作・災害により没落した農民層の土地集積を進め、明治末年には5町、大正初めには6町の学田を有するに至っている。この学田からの小作料収入は、村教育費全体の約10%に達する。

町村においてみれば、具体的には中埜村の事例では、明治40年になるまでの教育上の課題は、義務教育、つまり、小学校教育段階の内的・外的条件の整備にあったことは明らかであろう。先にも指摘したが、この段階の整備の完了を待って、実補のような青年期教育の整備が具体的課題となるのである。

中埜村の実補は、以上の経過を前提に、明治44年の「補助規程」を直接の契機として、43年に農業補習学校として設立されている。この学則によれば、「修業年限二ケ年」(第三条)とし、「農業ニ関スル知識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲナシ実業発達進歩ヲ図ル」(第一条)ことを目的にしている。入学資格は「年齢一二歳以上」(第八条)で、「父母若クハ後見人又ハ雇主」(第九条)の許可が必要であった。授業面についてみると、授業時数週34時間のうち農業に関する教科が18時間、うち実習が10時間を占めており(第五条)、農業科が重視されていることが窺える。さらに、「授業料ハ貧富ノ差ノ程度ニ依リ等級ヲ定メ」、1ヶ月1級30銭から10級5銭までに分けて徴収している。また、その設立時の予算書によれば、県からの財政的補助は全支出額の24%を占め、補助制度の重要性を知ることができるが、この支出のほとんどは教員給与に振り向けられていた。以上のように、中埜村の農補は、ほぼ「補助規程」に沿った内実を有していた。

ところで、この農補は、年齢的には12歳以上を対象としているから、それは小学校と青年団とを接合させ、学校卒業後の青年を組織化する位置を占めていた。この期の青年期の教育は、小作貧農の欠席児童を対象とする強制的な補習夜学と生産

力上昇を担う農民層の青年の自主的学習活動の併存という、いわゆる二重構造を有していた。この農補は「農業ニ関スル知識技能」の修得と「普通教育ノ補習」という二つの目的を持っていたが、前者の点では、生産力担当層の一部青年はその知識を直接農学校等から得るというひとつのシステムを有していたわけであるから、彼らの教育要求を満たすものとなりえないのは明らかであろう<sup>(41)</sup>。そういう点からすれば、小作貧農に対する強制的補習教育を、より対象を拡げつつ制度化したものと実体は変わらなかったといえよう<sup>(42)</sup>。

大正6年、県は県令を発し、実補を義務づけるとともに、設置標準を詳細に定めて、実補に対する内容的な統制を強めていった。この県令を受けた中埜村の農補の学則変更の主要な内容は以下の諸点である。すなわち、①修業年限が一律2ケ年であったのが、前期2ケ年、後期3ケ年、研究科3ケ年と多様となった。②内容的には、県令の設置標準に基づき各教科目の授業細目が学則に盛り込まれ、とくに、修身については、教育勅語の主旨に基づく道徳の実践と「公民教育ニ関スル事項ニ重キヲ置キテ教授シ国家及自治団体ニ対スル責務ヲ領得セシムル」ことがめざされた。③旧学則では、年齢的に実補は小学校と青年団を接合させる位置に置かれたが、ここでは青年団とオーバーラップし、青年団の事業のひとつに実質的に組込まれた。

ここに農補は青年団の補習教育のひとつに位置づけられたが、そこで重要な意味を持ったのは青年団による就学・出席の奨励である。表14のように、中埜農補は就学率の上昇によって「義務化」の実をあげてゆくが、村内の教化諸団体との連携の強化がこれを支えてゆくのである。とくに、この就学督励は青年団分団ごとの競争、しかも相互責任制により強力に進められた。さらに、この青年団自体が小学校を単位とし、役員についても団

表 14. 中埜農補出席歩合 (単位:%)

	平均	最高分団	最低分団
大正6年	86.26	94.25	80.17
7年	83.45	93.74	78.38
8年	90.98	95.33	81.26
9年	92.17	97.06	88.91

注:「県庁文書 学事編」より作成。

長には村長，副団長には校長，幹事には男子教員，顧問には地主など村内有力者が就いてその補導に当ることにより指導は強められたのである。

農補は，このように実質的に青年団の事業に組込まれたが，この補習教育は事業のひとつであって，他に教育的活動としては講演会，談話会，図書館巡回文庫等が展開されている。他にも①共同生産事業(共同試作，作業，貯蓄)，②公益風紀事業(社会奉仕)，③神社仏閣修理掃除及祭祀(神社奉仕)，④学校奉仕，⑤共有林保護，⑥体育や娯楽事業，等多様な事業が展開されているが，ここでは前の論述とのかかわりから教育・学習活動である論演会および村農会と共催の青年事業展覧会の内容を考察し，そこでいかなる価値が内実化されているのかをみよう。

まず，表15は，大正10年になるが，この年に実施をみた講演会の内容である。それによれば，青

表15 講演会内容(大正9-10年) 団員数118名

年	題目	講師	出席者
大9 3.10	◎日露戦争ト国勢推移 ・禅的修養ト青年 ・死線ヲ越ユル覚悟	田郷曹長 三浦明禅氏 小牛田農校長	97人
7.15	◎青年修養ト家業 ・現代ト青年	伊藤郡視学 木村智丈氏	102
7	◎露国崩壊ノ訓へ ・新年ト青年修養 ・大正10年ヲ迎ヘテ本団ノ覚悟	菅原小牛田校長 中新田大友師 今野副団長 尾形軍人分団副長	98
大10 3.10	◎軍備制限論ト青年ノ覚悟 ・亜比利西出征実譚	尾形軍人分団副長 高橋山砲隊大尉	91
4.26	◎時代ノ要求ト諸氏ノ覚悟 ・牛ハ馬トノ表徴ト現代青年	和久副団長 吾妻高女校長	93
7.4	◎何ヲカ危険思想ト云ハン ・蔬菜栽培法ノ一端 ・暁ノ白景ト夕ノ星光	木村智秋氏 遠藤農林教授 松島瑞巖寺師	104
7.22	◎秋蚕飼育法	郡農林技手	
7.15	◎本村ノ特徴ト本団ノ努力点 ・規律的生活ト団員ノ修養	石部団長 瀬戸幹事	94

注:「県庁文書学事編」より作成。

年たちの最も関心の強く，要求の高い農業技術の知識に関するものは，「蔬菜栽培法ノ一端」(遠藤小牛田農林教授)と「秋蚕飼育法」(郡農会技手)の2件に限られ，当時の時代的背景の中で，軍事的思想教化が圧倒的比重を占めていることがわかって。農業に関するものについては，実習地成績の中で次のように触れられている。すなわち，「特ニ本校ハ小牛田農林学校ニ近ク比較的研究至優ナルヲ以テ生徒ノ研究心自ラ猛烈ノ度ヲ増シツアリ」といわれ，生徒の父母も「此ノ頃ウチノ息子ハ葱作りデ飯時モ忘レテイマス」(補習学校ノ生徒ノ稲ハタマゲタモンデスネ)<sup>(43)</sup>と讃嘆の声をあげているということである。

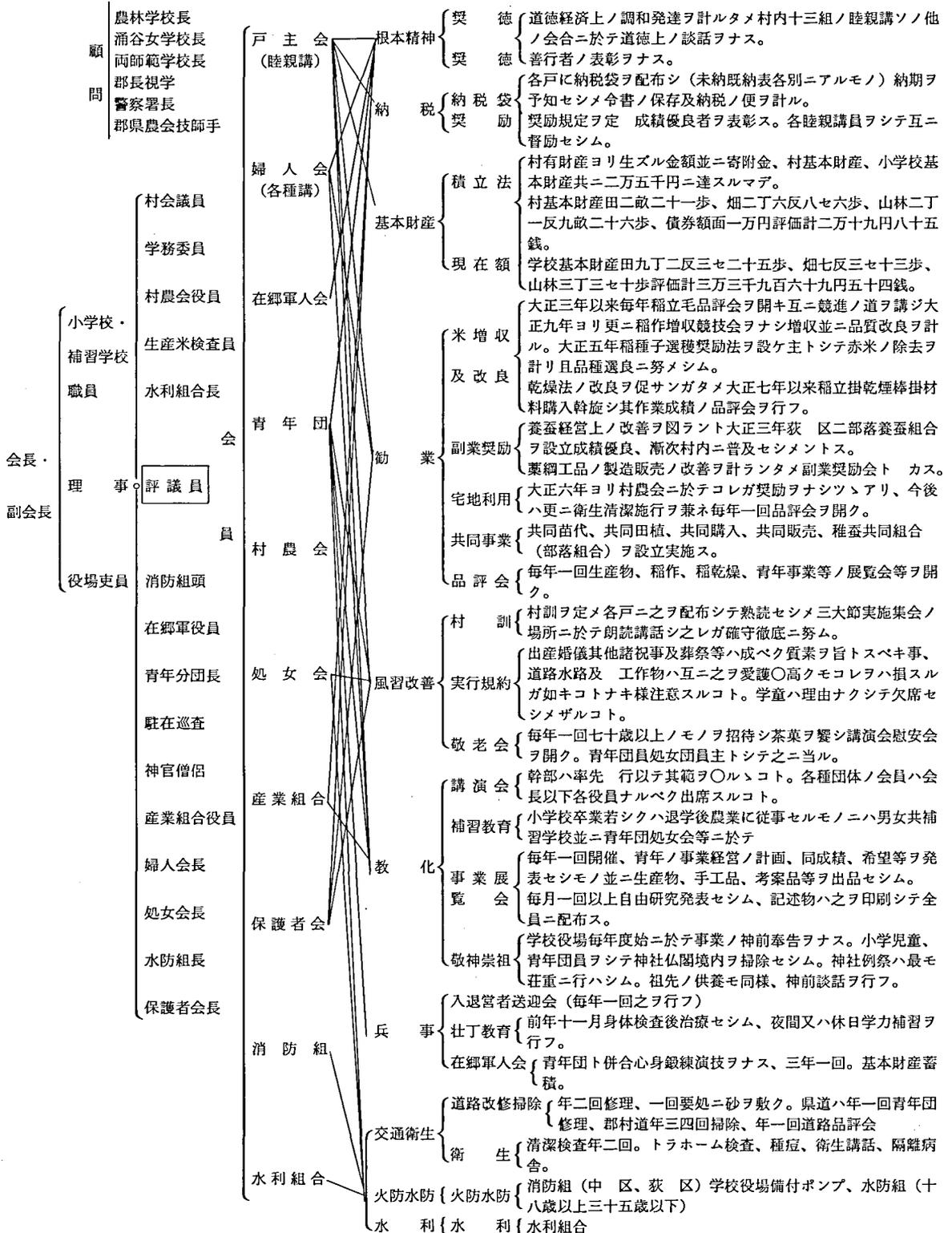
この声が実際一般農民のものであるか，疑問が残るが，しかし，なにより農村青年層の農業生産意欲を支える学習活動が旺盛に展開されている点に注目したい。それは内容にみた如く，自主的農業教育につらなる内容をもつものであった。これは次の展覧会に結びついてゆく。この青年事業展覧会は，民力涵養のため「青年ノ事業研究ヲ喚起シテ農事改良ニ資スルト共ニ農村趣味ノ誘発」<sup>(44)</sup>を図る目的で，青年団と村農会が共催し，中塚村小学校を会場として開かれている。その発表内容は種々であるが，具体的にあげると，種苗養成，作物栽培，家畜・家禽，養蚕，肥料，土地利用，年中行事，住宅改善，農家経済改善から地方改良に関するものまでに及んでいる。

最後に，他の教化諸団体との関連をみておこう。実補は無論，青年団についても，役員構成や財政面においても，制度的に全く自主性を持ちえなかった。これはさらに，他の教化諸団体の網目に位置づけられ，包摂されることにより一層強められる。具体的には，中塚村においては以下のような趣旨をもつ「中塚村自治民育会」が設立され，そこに実補を含む各教化団体が位置づけられ，しかも期待される機能が明確に規定される。その趣旨をやや長文であるが掲げておこう。

#### 中塚村自治民育会設立趣旨

町村内各種〇能団体の仕事は広い意味の一種の教育的の仕事となります。これ等団体の教育的の仕事は学校教育と区別して町村民育と申します。町村民育活動の内実が自治的となるに及んで自治民育となる

図1 中 埴 村 民 育 会 系 統 案 一 覧



のであります。今や民育は官庁の押し売りから自発的経費に目覚め自治共同の力によって生活の向上を計らんとする所謂自治民育が籍々として起って来ました。町村邦家のため慶賀の至りであります。

私共村民もまた世運の趨勢に順応して近隣町村に先んじてこれ等各種の団体を設けて着々その成績を取めつつありますことは、御同慶にたえぬ次第であります。これ等各種団体の特質を益々發揮しその効率を増進せんことにこの〇〇その一段の努力をいたし私共の一層幸福発展を計らねばならぬのであります。

それには今や世の進運に鑑みてこれ等各種の自治民育の団体を統一して系統的組織にすることが極めて肝要のことです。申すまでもなく系統的組織にすることは(一)民育統一の最良機関たること、(二)各種団体間の理解並に相互補益に便なること、(三)大団体の力を享有し得ること、等の利得があるからであります。中塚村自治民育会を起したいわけはここにあるのであります。(以下略)

この自治民育会の特徴は、そこでの諸組織の活動が、学校教育や社会教育とは無論異なるが、教育(教化)的な性格を持つものとしてとらえられていることであろう。しかも、各種団体の特性を生かし、「その効果を増進」とともに、官僚・村当局からの上位下達の活動ではなく、「自発的経費」「自治共同の力」によって運営することが期待されているのである。つまり、一般国民の自主的・自発的エネルギーを吸収しつつ活動することが意図され、その自発的活動に参加すること自体が教育的な意味を持つのである。

こうして各種教化団体、組織の位置づけと機能を概念図として示したのが図1である。みるように、村内の有力者・役職者の全てが網羅され、各組織の連携がとらえられている。先の青年団や実補の諸事業・補習教育もこの教化の項目中に位置づけられているのを見ることができるのである。しかも、その出席歩合にみたように、自主的な参加というよりも強制的な参加が義務づけられ、地域における青年層が根こそぎ組織化されたのである。

#### IV 結 語

さて、以上の検討をふまえて、明治末一大正期に

おける実補を中心とする農村青年教育の構造やその性格を、農村青年に対する国家による支配・統合という視点からまとめてみよう。

まず、最初に確認しなければならないのは、当時の青年期教育の構造自体決して固定したのではなく、農業生産力と農民的経営の発展を背景としつつ、国家による政策に直接規定されてその性格に変化がみられるということである。すなわち、明治末年までの凶作・災害により農民層が疲弊し、窮乏化する一方、これを契機に農事改良が進められた時期には、小作貧農層の子弟を対象とする強制的な夜学補習教育と農事改良を内発的に進める地主・上層農青年の自主的農業教育・学習の活動とが併存していた。つまり、青年期教育の二重構造がみられたのである。しかし、この期の農事改良を前提にして生産力の発展と安定化がみられ、主体的にも農民層の相対的な自立化がみられた。とくに重要な点は、地主層が生産力主導層から撤退し、一般農民層がこれに代わって担うようになったことであるが、それらを踏まえて自主的な農業教育・学習の活動が一般農村青年に至るまでその対象を広げて展開されるようになっていた。

こうした流れの中で、実補はどのような役割を担ったであろうか。そもそもいかなる政策的意図を持って整備が進められたのか。また、その制度化は、農村青年期教育の二重構造やその変化とどのようにかわるのであるか。これらの点について簡単に考察しておこう。

実補整備の政策的意図についてみれば、県レベルの整備をめぐる動向にみたように、第一に、一般青年の中等教育の大衆化を拒否し、実補により教育機会均等の要求をすりかえようとする意図が県政指導者層の発言に読みとれよう。しかし、彼らの見解は、当時の為政者に一般にみられた論張が反映していることを念頭におかねばならない。第二に、日露戦後の帝国列強に伍していくため、壮丁教育の視点から必要とされていた。そこには「壮丁の教育試験に見るに尋常科卒業生の学力甚だ劣れるは遺憾なりこれ補習教育の不備に原因す」という認識があった。それゆえ、普通科目は実業教育と結びつく卑近な、必要最少限の実用的知識と壮丁教育としての内容に限られている。

これについてさらに述べれば、勤労国民の、とくに青年の教育要求は義務教育の年限延長等により結実していた。さらに中等教育を求める時、「一面の向学心を満足せしめるため中等教育機関のひとつとして実補が出てきた。しかし、「村民ハ一般ニ敏ハス其子弟ヲシテ他町村高等小学ニ入学セシムル」というように、「下からの要求から形成された教育機関」として評価しえないことを確認しておこう。それは壮丁教育として強制された夜学補習を、一層制度的に確固としたものに組織化する性格をもっていたといえるであろう。これは実業（農業）教育の内容の不十分性ともかかわる問題である。

それでは、壮丁教育の視点から出た補習教育の整備の中で、政策的に重視された実業教育の内容はいかなるものであったろうか。結論的に述べれば、県は明治末年に連続した凶作・災害に対する教育上の施策として、極めて精神主義的色彩の濃い実業教育・労働教育を振興したのはみたくである。つまり、そこでは実際的な勤労作業・副業によって金銭を獲得することにもまして、「実業思想」の養成に力点がおかれた。ここに求められた具体的教化像は、凶作にあっても「倦まず撓まず努力」をし「自立更生」「隣保相扶」「不撓不屈」「堅忍不拔」の精神を持って国家体制を支えることが期待されている。一方、実補における農業教育は、「農業科では作物、土壌、肥料、森林、養鶏等多方面に涉り、比較的興味あり、且つ適切なりと思惟せる材料を農業教授資料より選択し、理論面は避け通俗的に講演し、以て農業に対する趣味を養成するに努力せり」というように実用的に不十分であり、もっぱら教育勸語と報徳思想が結びつき、これを思想的バックボーンにして天皇制イデオロギーの注入がはかられたわけであり、これらが常に凶作対策の農作業・副業と有機的に結合されていたということに「実業」教育の内実があったといっていよいよだ。そして、そこに宮城県において、連続する凶作の中にあつて農民層は無論、町村財政も破綻にひんしていた時期に、実補整備を推進した政策的意図があったのである。

この期、日露戦後経営の一環として国民統合と教化が最大の、しかも焦眉の課題となっていたことは周知のことであろう。とくに、小学校教育の

徹底化（就学年限延長、就学督励など）と結びついて、「小学校卒業後の彪大な青少年層、しかも、日露戦争をさかいとして欧米帝国主義諸国列強においつき、比肩していくためには、戦争前とは比較しえないほど自己が包摂していかねばならなくなったその彪大な青少年層を、どのようにして国家がとりこんでいくのか」<sup>(47)</sup>、ということが焦眉の課題であった。その問題の解決として、村落共同体秩序を体现するといわれる若連中・若衆組の青年団への改編と実補の組織化が重要となる。とくに実補について指摘すれば、当初の役割は、小学校卒業後、青年団入団までの間を埋め、国家意識や天皇制イデオロギーを注入するとともに、農事改良推進の担い手となる青年を育成する機能をもっていたといえる。つまり、農民支配との関連でいえば、農村青年の統合・教化の拠点としての一翼を、精神的修養機関として位置づけられた青年団の一事業として担ったのである。しかし、「自主的な通俗教育を学校教育の体系にとり込み、小学校教育に接続させた」という性格ではなく、むしろ壮丁教育の視点から組織化された強制的夜学・補習教育を制度化することにより、一層国民組織化の実をあげようとするところに実態はあったと思われる。とくに実補の「義務化」以降、中学校に進学しえない一般農村青年の全てを実補に包摂しつつ、天皇制イデオロギーの注入と道徳的・思想的教化が重視され、「公民教育ニ重キヲ置キテ教授シ国家及自治団体ニ対スル責務ヲ領得セシムル」ことがめざされている。こうした意図は、自治民育会に端的にみられるように、他の教化諸団体との連携網に位置づけられ、包摂されることにより安定的に実現されたのである。

日露戦後の明治40年代から大正期にかけては、周知のように、我が国における資本主義の確立から急速に独占段階へと移行した時期であった。この時期こそは、同時に、資本主義の発展を背景にして労働運動、社会主義的思想が擡頭し、農村においても独占段階の農業恐慌や凶作等により農民層の疲弊が深まる一方、地・小作間の対立が顕在化し、天皇制国家の支配体制そのものが根底から揺るぎかねない状況となった。こうした状況の中で、国家権力は、これらの矛盾を隠蔽しながら国民を統合する必要にせまられたのである。そこで

展開されたのが地方改良運動であり、教化活動の拡充によるイデオロギー的国民統合が意図された。とくに、先に指摘したように、天皇制国家の支配機構に従来包摂されることのなかった尨大な青年層を掌握することが重要な課題となった。実補の整備は、青年団の組織化とともにこうした国民統合の一機構として推進され、小学校教育の徹底化と有機的に結びつき、これと接続して様々な教化活動を展開することにより、農村青年の思想的統合をはかることを可能とする条件をつくりあげた。しかも、彼ら農村青年の内発的協力・参加をうるためには、農業生産の発展と切り結ぶ必要があるが、不十分ではあったが実補における農業教育、青年団の事業として行なわれる農業教育・学習活動がこうした機能を果すことになったと思われる。しかし、自主的農業技術の学習に内容的に連なる活動は、そのことがまた農業生産力の発展に寄与するところがあった点も忘れてはなるまい。

#### 註

- (1) 小川利夫・倉内史郎共編『社会教育議義』（1976年）35頁。
- (2) 大江志乃夫『国民教育と軍隊』（1974年）172頁。
- (3) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』（1966年）98頁。
- (4) K・カウツキー『農業問題』（上）（国民文庫、1955年）188頁。
- (5) この点是不破和彦『「地域社会と教育」論の再検討』（『教育社会学研究』第29集、1974年）に指摘されている。
- (6) 拙稿「1920年代における地主的支配機構と農民運動の性格」（『社会学年報』第XXI集、1982年）。
- (7) 農村社会学は、従来、地主的支配の末端における村落を重視し研究成果をあげてきたが、資本主義的再生産過程に農業が包摂され、地主—小作間の階級的対立の顕在化した段階において、村落を基盤とするだけでは支配を維持しえないのは明らかであろう。まず、郡市町村レベルの支配機構の創出、生産・流通・教育等様々な契機をめぐる地主と農民との依存・対抗関係が解明されねばなるまい。問題は農民支配の全体的構造とその性格を明らかにすることにあるからである。
- (8) 宮城県における実業補習学校については、すでに、山岸治男「明治後期農村における実業補習学校—宮城県の場合—」（『教育社会学研究』第32集、1977年）がある。そこでは国家支配体制の再編・

補強の一貫しての教育制度の改革ということへの一定の配慮を含みながらも、基本的には、実補は「下からの要請によって形成された教育機関」として把握されている。そもそも実補をめぐる中央の政策的意図や動向からみてもこの特徴づけは疑問であるが、本稿では、資料的な検討を加えながら宮城県における実補整備過程の特質についても全面的な検討を加えている。

- (9) これについては、第20次県教育会大会において「最近の調査によれば目下全国の補習学校数は四千三百校ありて一府県平均九十校なり而て東北六県及北海道は山形二百二十二校、福島二百七校、北海道百七十六校、岩手七十五校、青森秋田は四十四乃至四十五校、本県は二十九校なりとす平均数より見るも本県は頗る少数なり」（『宮城県教育会雑誌』153号、明治42年）と不振の現状が報告されている。
- (10) 実補が教育制度上初めてあらわれるのは、明治23年の小学校令改正においてである。しかし、それが実体化するのは井上毅文相によるこの規程と訓令発布以降のことである。
- (11) 「郡市長会議に於ける教育に関したる重なる指示事項及訓示事項」（『宮城県教育会雑誌』153号、明治41年）。
- (12) 『宮城県教育会雑誌』（117号、明治39年）。
- (13) 県教育会第18次総会「実業補習学校費ニ県費ヨリ補助セラレンコト知事ニ建議スルノ件」（『宮城県教育会雑誌』131号、明治40年）。
- (14) 同上。
- (15) 県教育会第19次総会「実業補習学校教員ヲ養成セラレンコトヲ知事ヲ建議スルノ件」（『宮城県教育会雑誌』140号、明治41年）。
- (16) 県教育会第21次総会「尋常小学校本科正教員を实業補習学校の有資格者とせられんことを其筋に建議するの件」（『宮城県教育会雑誌』166号、明治43年）。
- (17) 県教育会第22次総会「実業補習学校の設置を普くし且つ之を有効ならしむ方法」（『宮城県教育会雑誌』170号、明治45年）。
- (18) 牡鹿郡長岩淵俊夫「実業補習学校ヲ義務同様施設スル件」（県庁文書学事編、大正6年）。
- (19) 鎮丑子「農業補習学校の現在及将来の施設に対する卑見」（『宮城県教育会雑誌』194号、大正2年）。
- (20) 同「農業補習学校の現在及将来の施設に対する卑見」（『宮城県教育会雑誌』195号、大正2年）。
- (21) 牧鹿郡長岩淵俊夫、前掲答申。
- (22) 県庁文書学事編（大正10年）。
- (23) 山岸治男、前掲「明治後期農村における実業補

習学校」では、農村における戦後の高等学校の教育普及の基盤が存在しており、この「下からの教育要求」を体現していったのが、実補→青年訓練所→青年学校という系列であったという。以上の検討からもわかるように、実態をみない評価といわざるをえない。

- (24) 『宮城県凶慌誌』(大正5年), 139頁。
- (25) 当時「本県農民が実地に使用した農機具は、江戸時代中期以来のそれとほとんど変わりなく、また、農業技術全般についても畜耕の普及を除けば、藩政時代以来の方式を継承するものであり、容易にそれから脱皮することはできなかった」という。こうした技術水準が低く、しかも家族労働による農業経営を基盤とする生産様式にあっては、幼児期から始まる農作業への参与の中で「カン」や「コツ」として技能・知識は修得される。つまり、生産の機能から教育が分化する必要のない段階であったといつてよいだろう。これを変革したのがサーベル農政として展開された農事改良であり、農民の負担が増大し矛盾を顕在化させたが、その意義は大きなものがある。
- (26) 『中埜村青年事業展覧会報』(中埜村農会, 大正11年) 6頁。
- (27) 同上, 52頁。
- (28) 『宮城県統計書』(明治39年)。
- (29) 前掲『中埜村青年事業展覧会報』 7頁。
- (30) 『宮城県統計書』(明治37年)。
- (31) 『宮城県統計書』(明治39年)。
- (32) 明治39年の学事報告では、次のように触れられている。すなわち、「町村ノ篤志者ハ握飯、重焼麩麵被服等ヲ給シタル以テ貧困児童就学及出席上ニ非常ナル便宜ヲ興ヘタ然シトモ際限ナク他力ニ仰クヘキニアラサルヲ以テ自治自営ノ道ニ於テ此ノ就業状況ヲ維持シ更ニ之ヲ増進セシムルハ必要施設ナルニ依リ郡市長ニ対シテハ是等保護機関ノ設置ヲ奨励計画セシムヘキコトヲ訓示シ専ラ之レカ実行ヲ促シタル結果学校又ハ自宅ニ封筒帳、製帳、経木真田編、養鶏等適当ナル作業ヲ為スモノ多キニ至リタルヲ以テ勤勉力行ノ精神ヲ養ヒ併セテ実業志想ヲ喚起セシメントヲ計リタル其ノ成績頗ル見ル可キモノアリ」(宮城県統計書] 明治39年)

と。

- (33) 『宮城県統計書』(明治39年)。
- (34) この東北振興については、西川秋雄「東北振興問題」(『日本農業発達史』第7巻, 1955年, 397~453頁)に詳しい。
- (35) 無論、青年自身の教育・学習要求に根ざした夜学等があったことを全否定するものではない。その性格は具体的に把握されねばならないのである。
- (36) 戸部耕治郎『彼此79年』(昭和30年) 26~27頁。
- (37) 前掲『中埜村青年事業展覧会報』 25~26頁。
- (38) 同上, 29頁。
- (39) 同上, 51頁。
- (40) 県庁文書学事編(明治43年)。以下は、この「中埜農業補習学校規程」および「改正学則」からの引用である。
- (41) 一般の小作貧農の評価をみると、「従来ノ補習学校ノ実習時数多キタメ随テ生徒ノ帰宅時間遅ク父兄ハ生徒ヲ待チテ業務ノ手伝ヲナサシムル以テ実習時数ノ多キヲ喜ハス且ツ実習ノ如キハ帰校又ハ卒業後家庭ニ於テモ充分ナリト思惟スル」(県庁文書学事編, 明治38年) というものであった。それは第一に、カンやコツとして修得される技術段階、第二に、実補における農業教育の不十分性、第三に、これとかかわるが技術・知識の教授よりも、実業思想の教育を重視する政策、の結果であろう。
- (42) 例えば、大江志乃夫は、先の本の中で、町村部落の夜学の「補習学校への再編は、従来、青年会等によって自律的に設立・運営されてきた組織的学習活動の公教育の体系への吸収統合である」(前掲書, 166頁) という。しかし、宮地がいうように、この補習教育・夜学会自体が青年層の掌握という課題から国家官僚により強力に進められているのである(宮地正人『日露戦後政治史の研究』とくに46頁以下参照)。
- (43) 県庁文書学事編(大正11年)。
- (44) 前掲『中埜村青年事業展覧報告』 3頁。
- (45) 以下、「中埜村自治民育会」については、県庁文書による。
- (46) 鎮丑子, 前掲論文, 194号。
- (47) 宮地正人, 前掲書, 50頁。